

お客さま 各位

2020年3月23日  
株式会社ファミリーネット・ジャパン

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、下記の通り、特別措置を講ずることをお知らせいたします。

敬具

#### 記

##### (1) 特別措置の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸与（3月25日受付開始）※」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

##### (2) 特別措置の内容

2020年3月・4月・5月の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を原則として1か月間延長いたします。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)

##### ■参考（経済産業省発表：2020年3月19日）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先  
コミュニティでんきお客様センター  
0120-829-416(携帯電話・PHS可)  
9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)